

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「新任者のための税務講座」のご案内
- ◆「税を考える週間行事」のご案内
- ◆「五法人会共催講演会」のご案内
- ◆冊子「会社取引をめぐる税務Q&A」
- ◆冊子「源泉所得税実務のポイント」
- ◆「ふくおか共創パートナー企業」への登録のお願い
- ◆バス研修のご案内（春吉・渡辺通・高砂）

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
10	13	木	全法連第38回全国大会（千葉）		於：幕張メッセ
10	20	木	合同委員会（社会貢献・広報）	11:00～12:00	於：福岡ガーデンパレス
10	28	金	消費税インボイス制度説明会	15:00～16:00	於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容		
10	15	土	草の根租税講座（第13支部）	10:20～11:20	於：横手公民館
10	16	日	福岡まつり月華祭（第1・2・3・8支部）	11:00～14:30	於：警固神社
10	17	月	租税教室（第12支部）	9:35～12:10	於：西高宮小学校
11	1	火	租税教室（第13支部）	10:35～11:20	於：老司小学校

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
10	12	水	役員会	11:00～12:00	於：福新楼
10	14	金	カップリングパーティー	19:00～22:00	於：クアンティック

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
未定			役員会	未定	於：未定

(I) 税務カレンダー

- 10月11日 ● 源泉所得税の納付
10月17日 ● 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
10月31日 ● 8月決算法人の確定申告
● 2月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

消費税 インボイス制度への対応

税理士 堤 一 博

来年 2023年（令和5年）10月から消費税の『インボイス』制度が始まります。

ご承知のとおり、この『インボイス』とは、商取引における適用税率や消費税額を明記した「適格請求書」を指し、「適格請求書等保存方式」と呼ばれます。現在使用されている「区分記載請求書」との違いはその記載事項で、下記の表を参考にしてください。

	請求書保存方式 ～2019年（令和元年）9月まで	区分記載請求書等保存方式 2019年（令和元年）10月～	インボイス制度 (<u>適格請求書等保存方式</u>) 2023年（令和5年）10月～
記載事項	(1) 請求書発行者の氏名又は名称 (2) 取引年月日 (3) 取引内容 (4) 取引金額 (5) 請求書受領者の氏名又は名称	(1) 請求書発行者の氏名又は名称 (2) 取引年月日 (3) 取引内容 (4) 取引金額 (5) 請求書受領者の氏名又は名称 (6) 軽減税率の対象品目である旨 (7) 税率ごとに区分して合計した税込対価の額	(1) 請求書発行者の氏名又は名称 (2) 取引年月日 (3) 取引内容 (4) 取引金額 (5) 請求書受領者の氏名又は名称 (6) 軽減税率の対象品目である旨 (7) 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 (8) <u>税率ごとに区分した消費税額等</u> (9) <u>請求書発行者の登録番号</u>

現行の「区分記載請求書等保存方式」での項目（(1)～(7)）に加え、(8)と(9)（二重下線部分）が追加されています。

ここで注意すべきは(9)です。この制度では、「適格請求書等」は「適格請求書発行事業者」しか発行できず、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して、税務署長から通知される「登録番号」が必要です。

なお、法人の場合の登録番号の構成は、「T」（ローマ字）+ 法人番号（数字13桁）です。

この登録申請は、2023年（令和5年）3月31日までが期限となっていますので、くれぐれもご注意ください。

また、適格請求書を発行できるのは「適格請求書発行事業者」として登録を受けた消費税法上の課税事業者のみで、端的に言うと、免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けるには、課税事業者となる必要があります。登録を受けるかどうかは事業者の方の任意ですが、インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができなくなりますので、取引先において仕入税額控除できない場合が将

期間	割合
2023年（令和5年）10月1日から 2026年（令和8年）9月30日まで	仕入税額相当額の <u>80%</u>
2026年（令和8年）10月1日から 2029年（令和11年）9月30日まで	仕入税額相当額の <u>50%</u>

来発生します。したがって取引先との関係がクローズアップされます。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、上の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

適格請求書発行事業者登録の要否や時期については、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、是非、お早目のご準備をおすすめします。登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号から氏名又は名称等の情報が公表されます。因みに、適格請求書発行事業者として登録されている件数は2022年（令和4年）7月末現在では、812,324件と公表されています。

登録申請のスケジュールについて確認しますと、この『インボイス』制度が開始される2023年（令和5年）10月1日から登録を受けるためには、2023年（令和5年）3月31日までに登録申請を行う必要があります。登録申請後、審査に一定の時間を要します。国税庁は、令和4年8月23日現在、登録申請書を提出されてから登録通知までの期間は、e-Tax提出の場合には約2週間、書面提出の場合には約1か月とアナウンスしています。

実務的には、売手の立場＝インボイス発行事業者としては、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。また、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「簡易インボイス」（適格簡易請求書）を交付することとなる場合もあります。

また、買手の立場＝インボイス受領者としては、上記の一定の事項を記載したインボイスを保存して、仕入税額控除することとなります。

インボイスについては、発行者側・受領者側共に7年間の保存義務があります。

ここで悩ましい問題は、電子帳簿保存法との関係です。というのも、消費税法では、紙ベースでの作成・保存を前提にしつつも、紙以外のデータの提供、具体的には、Eメールによるデータの提供やインターネット上のサイトを経由するデータの提供などを「電子インボイス」としての保存ができるとしています（新消法57の4⑤⑥、インボイス通達3-2）。インボイスを電子データで保存する場合には、電子帳簿保存法の要件を満たす必要があります。

自社の会計システムで作成したインボイスを印刷して書面で交付する場合には、国税関係帳簿書類の電子保存制度によって、その写しを書面ではなく、作成したデータを保存することができます。また、書面で交付を受けたインボイスについて

は、スキャナ保存制度によって、スキャンしたデータを保存することもできます。さらに、電子インボイスの授受を行った場合であっても、紙で出力して保存することはできます。ただし、授受した電子インボイスをデータのままで保存する場合は、消費税法令において、電子帳簿

システムで作成した電子データを保存する場合	電子帳簿保存法国税関係書類
紙で受領した適格請求書を電子データで保存する場合	電子帳簿保存法スキャナ保存
電子インボイスを保存する場合	電子帳簿保存法電子取引

保存法の要件に準じて保存することとされています（新消令50①、新消規15の5、26の8①）。電子取引データの電子保存制度については、令和4年度税制改正で、そのデータの紙ベースでの保存措置廃止が延長され、令和4年3月31日から令和5年12月31日とされました。したがって、消費税の適格請求書等を含め、法人税でのWeb請求書等やメールデータ、添付ファイルなどを紙での出力保存が可能となります。

電子帳簿保存法は、源泉所得税を除く所得税及び法人税に係るもののみを対象としていますが、このように消費税についても準用されることとなり、インボイス（適格請求書）発行システムを含む自社の会計等のシステムを慎重に検証し、電子帳簿保存法要件とのすり合わせが必要です。

消費税のインボイス制度についてまとめてみますと、以下のとおりです。

- (1) 課税事業者である「適格請求書発行事業者」のみがインボイス（適格請求書）を発行することができる。
- (2) 『インボイス』制度は、2023年（令和5年）10月1日から実施され、登録申請は、2023年（令和5年）3月31日までが期限です。
- (3) 自社の請求書の書式を、所定の適格請求書の要件を具備した様式に合わせる必要があります。
- (4) 電子インボイスを利用するには、請求書発行及び受領の業務フローを見直すとともに、その作成システム等が電子帳簿保存法所定の要件を具備しているかの検証が必要です。
- (5) 電子帳簿保存法電子取引のデータ保存義務は、2023年（令和6年）1月1日以降です。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2022	10	28(金)	15:00～16:30	本部	消費税インボイス制度説明会 (チラシは9月号に封入済)	福岡ガーデンパレス
	11	7(月)	11:00～12:00	女性部	女性部会合同税務研修会	ホテルモンテラ・スール福岡
		14(月)	15:00～17:00	本部	税を考える週間行事 (チラシは今月号に封入)	ホテルニューオータニ博多
		15(火)	14:00～15:30	五法人会	五法人会共催講演会 (チラシは今月号に封入)	ソラリア西鉄ホテル
		16(水)	10:30～16:30	本部	中級パソコン講座(エクセル関数A) (チラシは9月号に封入済み)	サンセルコビル7F
		19(土)	〃	〃	〃	〃
		24(木)	10:30～16:30	本部	中級パソコン講座(エクセル関数B) (チラシは9月号に封入済み)	サンセルコビル7F
		26(土)	〃	〃	〃	〃
		22(火)	15:00～16:30	本部	新任者のための税務講座	福岡ガーデンパレス
	12	16(金)	10:00～10:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル
		16(金)	11:00～12:00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。